エネルギー価格等高騰対策事業者支援金

エネルギー価格等高騰の影響を受けている事業者の皆さまの負担を軽減するため、支援金を交付します。



◀詳しくは こちらから

■申請期間 9月19日必まで

■対象事業者(個人事業主または法人)

町内に事業所を有し、事業収入がある個人事業主または法人であって、令和5年6月1日以前から事業 を営んでおり、支援金受領後も事業を継続する意思がある事業者

■支援金の額 1事業者あたり3万円

■必要書類 交付申請書兼請求書(様式第1号)のほか、次の書類を添付してください。

個人事業主	法人
(1)事業所の所在地が確認できる書類の写し (2)事業収入が主たる収入であることを証明する書類の写し (例)	(1)事業所の所在地が確認できる書類の写し
・令和4年分確定申告書B第一表 (所在地と事業収入の確認ができます)・営業許可証、公共料金の請求書 (確定申告書記載の住所と異なる場合)	(例) 登記事項証明書、法人町民税申告書、印鑑証明、定款、 法人市町村税の確定申告書、営業許認可関係の書類など
(3)支援金振込先口座と口座名義が確認できる通帳などの写し ※令和 4 年度三戸町エネルギー価格等高騰対策事業者支援金と同一の口座を希望する場合は不要	
(4)本人確認書類の写し(運転免許証、健康保険証、住民票、マイナンバーカードなど) 【郵送申請の場合】代表者の本人確認書類の写し 【窓口申請の場合】窓口に来る人の本人確認書類の写し	

※交付申請書兼請求書(様式第1号)は、窓口で配布するほか、町ホームページ(https://www.town.sannohe. aomori.jp)からダウンロードすることができます。

【申請期間・窓口(送付先)】(受付時間:平日9時~16時)

窓 □:三戸町役場 まちづくり推進課(三戸町役場 2 階) ☎ 20-1117

(送付先): 〒 039-0198 三戸町大字在府小路町 43

※窓口の混雑が予想されますので、郵送での申請にご協力ください。

【後期高齢者医療】被保険者の皆さまへ

◆振込□座の変更届出について

高額療養費などの給付申請の際に届出した振込口座に変更(解約・金融機関の店舗統廃合など)があったときは、必ず三戸町役場健康推進課へ届出してください。

※届出がないと振り込みができなくなりますので、お早めの届出をお願いします。

◆交通事故などにあったとき

交通事故や暴力など、第三者(自分以外の人)の行為によって負傷され、被保険者証を使って 治療を受けたときは、必ず三戸町役場健康推進課へ届出してください。また、自損事故や、業務 中の事故で労災が適用されない場合も届出が必要です。

詳細については、三戸町役場健康推進課または青森県後期高齢者医療広域連合までお問い合わせください。

三戸町役場健康推進課 🕿 20-1153 / 青森県後期高齢者医療広域連合 🕿 017-721-3821